

# 城山三丁目地区（A地区）における 小田原市地区計画形態意匠条例に基づく認定申請について

地区計画区域内では、都市計画決定された地区整備計画の法的実効性を担保するため、建築物の用途、規模などの制限に関する「小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」と建築物や工作物の形態や意匠の制限に関する「小田原市地区計画形態意匠条例」により、**認定等を受けるまで工事に着手できません**。そのため、次の手続きが必要になります。ここでは、小田原市地区計画形態意匠条例に基づく手続きについてご説明いたします。

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例  
⇒建築基準法に基づく**建築確認申請**  
詳細は建築指導課（0465-33-1433）

都市計画法に基づく届出  
⇒都市計画課**都市計画係**へ  
（0465-33-1571）

小田原市地区計画形態意匠条例に基づく認定申請  
⇒都市計画課**景観係**へ  
（0465-33-1573）

認定申請が必要な行為は次のとおりです。また、認定を受けた計画を変更する場合も同様です。

**建築物の建築等**  
（新築、増改築、塗り替え等）

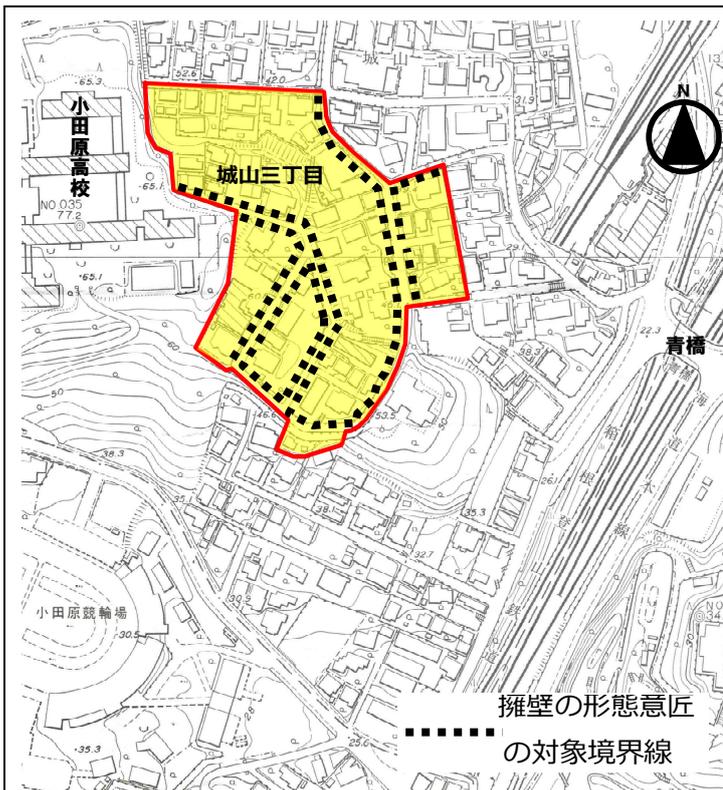


**工作物の建設等**  
（新設、増改築、塗り替え等）

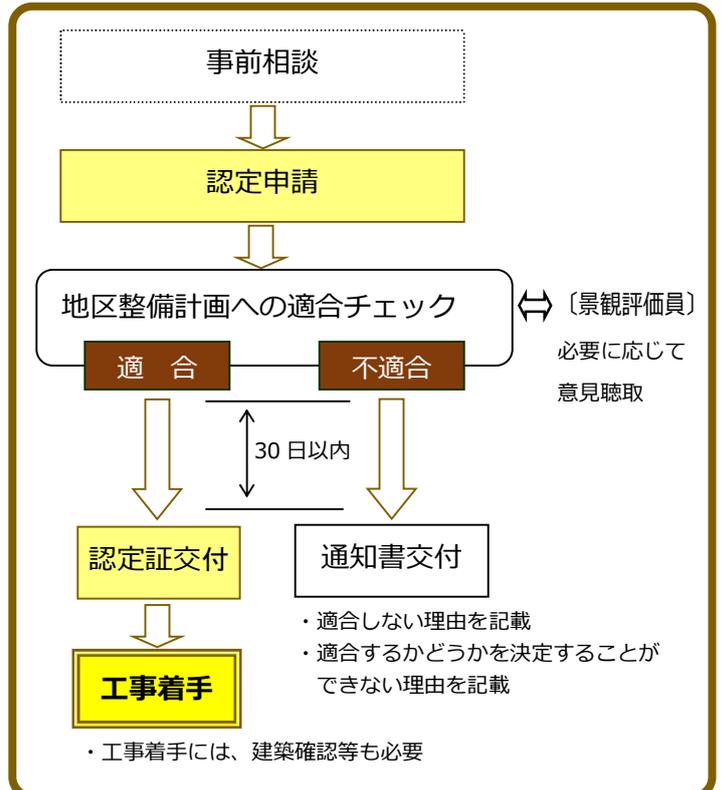


門、塀、フェンス等

## 位置図



## 申請の流れ



## 申請に必要な書類

※正副2部ご提出願います。(副本は認定証と一緒にお返しいたします)

認定申請書	様式第1号
別紙	建築物の概要、工作物の概要
付近見取図	計画地や道路及び目標となる地物などの位置を表示したもの(案内図)
配置図	計画地内における建築物や工作物の位置を表示したもの
各面の立面図	着色された各面の立面図にマンセル値を記入したもの
工作物の意匠図	着色された工作物の意匠図にマンセル値を記入したもの
外構平面図	植栽は樹種等を記載したもの
現況カラー写真	計画地及びその周辺の状況を示す写真

## 制限の内容

※表面位置図の対象境界線。

建築物等の形態又は意匠の制限	<p><b>1 境界線※からの水平距離が1m以内の区域における擁壁は間知石積等とし、その勾配は75度以下とする。</b>ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 敷地等が道路と接する位置における水平面(以下「水平面」という。)からの高さが1.2m以下のもの</p> <p>(2) 告示日に現に存する擁壁で、この制限に適合しないものについて、その規模等の範囲内で行われる建設等を行うもの</p> <p>(3) 既存建築物の敷地として使用されている土地で、建築物の敷地として有効に使用できる部分(法面及び擁壁等の設置に係る部分以外の部分をいう。)が、建築物の敷地面積の最低限度として定められた面積以下であるものについて、その全部を一の敷地として使用する場合において、建築物の敷地面積の最低限度として、定められた面積以下の範囲内で有効に使用できる部分を確保するためにその建設等がやむを得ないもの</p>											
	<p><b>2 建築物の屋根(ひさしを含む。)及び外壁等(屋根以外の部分)並びに工作物の外観の色彩は、次の表のとおりとする。</b>ただし、自然素材の材料等によって仕上げられる部分の色彩については、この限りでない。</p>											
	<p>(1) 建築物の屋根の色彩</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>5以下とする。</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>5以下とする。</td> <td>0.5以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。	上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。		
	使用する色相	明度	彩度									
	0.1YR～5Y	5以下とする。	4以下とする。									
	上記以外の色相	5以下とする。	0.5以下とする。									
	<p>(2) 建築物の外壁等及び工作物の色彩</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0.1YR～5Y</td> <td>8.5以上の場合</td> <td>2以下とする。</td> </tr> <tr> <td>8.5未満の場合</td> <td>4以下とする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>全域</td> <td>0.5以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	0.1YR～5Y	8.5以上の場合	2以下とする。	8.5未満の場合	4以下とする。	上記以外の色相	全域	0.5以下とする。
	使用する色相	明度	彩度									
	0.1YR～5Y	8.5以上の場合	2以下とする。									
		8.5未満の場合	4以下とする。									
上記以外の色相	全域	0.5以下とする。										

小田原市 都市部 都市計画課 景観係  
 〒250-8555 小田原市荻窪 300  
 TEL : 0465-33-1573  
 E-mail : ma-keikan@city.odawara.kanagawa.jp